

所得税確定申告で 控除を受ける方へ

◆おむつ代医療費控除、障害者控除の証明書を発行します

証明書の発行は毎年申請が必要です。書類は受け付けから1週間程度で郵送します。

◇寝たきりの方のおむつ代医療費控除確認書

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護・要支援認定の通知を受けていて、寝たきりで尿失禁などの可能性が介護認定資料で確認できる方

※初めて控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。※確定申告には、おむつ代の領収書も必要です。

◇65歳以上で障害者手帳などが無い方の障害者控除認定書

65歳以上で、要介護・要支援認定を受けており、障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方

※身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方は申請が不要です。

申請 高齢者支援課(市役所1階12番窓口) ☎内線2624へ。申請書は市ホームページからもダウンロードできます

◆介護保険料は社会保険料控除の対象です

控除対象金額は、平成23年中(1~12月)に支払った介護保険料の合計額です。右記の書類で納付額をご確認ください。

◇支払方法と確認書類(第1号被保険者(65歳以上)の方)

- ・特別徴収=平成23年分公的年金などの源泉徴収票
- ・普通徴収(現金納付)=三鷹市介護保険料領収証書
- ・普通徴収(口座振替)=口座の通帳または、市から1月に送付した「納付済金額のお知らせ」

※65歳未満の方は、加入している健康保険組合などに確認してください。

☎高齢者支援課 ☎内線2687

◆介護保険サービス利用料の一部は医療費控除の対象です

控除対象金額は、介護保険サービスを利用した際の領収書に記載されています。

◇控除の対象となるサービスと控除費用

サービス区分	サービス種類	医療費控除対象費用
居宅サービス	医療系	訪問看護、通所リハビリなど
	福祉系	訪問介護、通所介護など(居宅サービス(医療系)と合わせて利用した場合のみ)
施設サービス	医療系	介護老人保健施設、介護療養型医療施設
	福祉系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

☎高齢者支援課 ☎内線2686

高額医療・高額介護合算療養費を支給します

医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険など)と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担軽減のため、それぞれの自己負担の合計が限度額を超えた方に、超過した分の額を支給します。

支給要件

医療保険上の世帯単位で、毎年8月1日~翌年7月31日(今年度は平成22年8月1日~平成23年7月31日)の医療保険と介護保険の自己負担額(※1)を合算した額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた額を医療保険と介護保険からそれぞれの比率に応じて支給します(超えた額が500円以下の場合には対象になりません)。

※1 高額療養費や高額介護(予防)サービス費が発生している場合は、該当した月ごとに、なお残る自己負担額が対象となります。

所得区分	医療保険	介護保険
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	126万円
一般	56万円	67万円
低所得者2	31万円	34万円(※2)
低所得者1	19万円	

- ・現役並み所得者(70歳以上) … 住民税課税所得が145万円以上の世帯
 - ・上位所得者(70歳未満) … 総所得金額等から33万円を差し引いた額が600万円を超える世帯(国保未加入の世帯主は含めない)
 - ・一般 … 他どの所得区分にも該当しない世帯
 - ・低所得者2(70歳以上) … 世帯全員(国保未加入の世帯主を含む)が非課税で、低所得者1に該当しない世帯
 - ・低所得者1(70歳以上) … 世帯全員(国保未加入の世帯主を含む)が非課税で、世帯員それぞれの所得が0円の世帯(年金収入のみの方は、受給額80万円以下) ※低所得者1の世帯で介護(介護予防)サービス費の利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記どおりの負担限度額で計算され、介護保険者からの支給は低所得者2の自己負担限度額31万円です。
- ※2 低所得者(70歳未満) … 世帯全員(国保未加入の世帯主を含む)が非課税の世帯

申請方法

平成23年7月31日時点で加入していた医療保険者に申請してください。 ※高額医療・高額介護合算療養費は、事由発生日から2年を経過すると効力となり申請できませんので、ご注意ください。

①三鷹市国民健康保険に加入の方

平成23年7月31日時点で三鷹市国民健康保険および三鷹市介護保険に加入していて、平成22年度分(平成22年8月~平成23年7月)支給額が発生する世帯には、2月中にお知らせを送付する予定です。

国民健康保険および介護保険の被保険者証、印鑑、銀行など金融機関の振込口座の分かるものを持参し、保険課(市役所1階9番窓口)へ申請してください。

②後期高齢者医療制度に加入の方

該当する方に、東京都後期高齢者医療広域連合から2月中にお知らせを送付する予定です。申請書に必要事項を記入し、郵送または保険課高齢者医療係(市役所1階10番窓口)へ持参してください。

①②以外で、職場などの医療保険等に加入の方

加入している医療保険者にお問い合わせください。なお、各医療保険者への申請には、三鷹市介護保険の「自己負担額証明書」の添付が必要です。証明書の発行は、医療保険および介護保険の被保険者証、印鑑、銀行などの振込口座の分かるものを持参し、高齢者支援課(市役所1階11番窓口)で被保険者ごとに申請してください。後日自宅へ郵送します。

◇計算期間内に医療保険や介護保険の変更があった方

変更前の保険での自己負担額を証明する書類(自己負担額証明書)を添付して、平成23年7月31日時点で加入していた医療保険者へ申請してください。

☎国民健康保険の方は、保険課国保給付係 ☎内線2386

後期高齢者医療制度の方は、保険課高齢者医療係 ☎内線2384

介護保険の自己負担額証明書は、高齢者支援課介護給付係 ☎内線2684

インプラント(人工歯根)

健康コラム

みなさんは「インプラント治療」をご存知ですか。日本でもこの10年で急速に広がっています。インプラント治療とは、顎の骨の中にねじ状のチタン製のインプラント(人工歯根)を埋め込み、その上に失った歯の代わりとなる人工の歯冠を取り付ける、というものです。

私たちは食事をする時、顎を動かして強い力がかみ砕いています。顎にただ差し込んだだけのインプラントが抜けたり揺れたりせず、しっかりと立っているのは不思議なことです。なぜこのようなことが可能になっているのでしょうか。

実は、埋め込んだインプラントが顎の骨にガッチリと結合するからなのです。チタンのインプラントを埋め込んで数カ月後に電子顕微鏡で見ると、インプラントは顎の骨と完全にくっついていきます。チタンは骨と親和性があり、結合する性質があるのです。この現象は50年前にスウェーデンの医師によって発見され、臨床応用開始からすでに40年以上が経過しています。

以来、治療法は目まぐるしく進化し、歯の喪失で苦しむ患者を世界中で救っています。しかし、インプラント治療は他の治療法と同じで、万能ではありません。メリットがあればリスクもあります。術後のケアには患者自身の努力が不可欠です。治療を受ければ、歯があつたころの状態に戻れる、と思えば危険です。治療費が高く、外科的な手術が必要な治療ですから、無理もありませんが、期待度の高い治療だからこそ、「こんなはずではなかった」と思わないために、分からないことは医師にしっかりと質問し、ご相談ください。くれぐれも「おまかせ」にならないようにしていただきたいものです。

また、ホームページなどで安い治療費を過剰に宣伝する医院が見受けられますが、歯科医師も外科的なことやかみ合わせのことなど総合的な専門知識が要求され、日々、研さんを積んでいます。治療費だけで決めず、しっかりと治療実績を示せる医院を選びましょう。

☎三鷹市歯科医師会 ☎0422-2145-2715